

第23回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成26年10月27日(月)18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

1 開会

2 議事

(1) 傍聴人からの意見要旨 【資料1】

(2) 条例素案（案）について 【資料2】 【資料3】

3 その他

4 閉会

【事前送付資料】

資料１ 傍聴人からの意見要旨（感想記入シート）

資料２ （仮称）釧路市自治基本条例素案（案）について

資料３ 釧路市まちづくり基本条例素案（案）について

感想記入シート

傍聴人からの意見要旨（感想記入シート）

第 22 回検討委員会（10 月 6 日実施）

- ① 「第 10 条 市職員の責務」について、以前「市民目線に立った職員像についての表現を盛り込んでどうか」との提案をしたところ、「前文等も含めて全体の中で表現を検討したい」との回答であった。

今、素案（案）の前文を見るとあたりさわりのない表現に留まっており、真剣に議論されたのか疑問に感じる。

- ② 条例の市民周知も大切であるが、市職員（とりわけ幹部職員）への周知、認識を深めることが現時点では早急な課題ではないか。私が会った幹部職員については、本条例の認知度、関心度は低いように感じている。

まずは「率先垂範」が大切であって、まちづくりの重要なファクターである町内会への市職員の加入も緊急の課題だと思う。

- ③ 初めて傍聴したが、文言をどうするか随分と時間を割いており、内容が濃いものには感じられなかった。これからも検討を重ねると思うが、市民にとって良いものになるよう願っている。

(仮称) 釧路市自治基本条例 素案（案）について

・素案（案）【10 月 6 日時点】から今回変更した箇所は「網掛け」にしています。

平成 26 年 10 月 27 日現在

素案（案）【10 月 6 日時点】	素案（案）【10 月 27 日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
釧路市まちづくり基本条例	釧路市まちづくり基本条例	【「釧路市まちづくり基本条例」とすべき】 ○市民にとってのわかりやすさ、とっつきやすさは大切。一見して「難しそう」という印象を持つと見てもらえない。 ○他都市の啓発パンフ等を見ても「まちづくり基本条例」の方が受け入れやすい。 ○これまでの議論も「市民の『まちづくり』への参加」が一番の主題だったので。 ○人と人との繋がり、ソフトの部分を表すには「まちづくり」が良い。 ○「まちづくり」の方が日常の活動に即して理解されやすいと思う。「釧路のまちを皆でつくる」という趣旨がよく表れている。 【「釧路市自治基本条例」とすべき】 ○（市と市民の関係性や行政運営などの意味も含んでいる）「自治基本条例」がふさわしいと感じた。市民に対しては勉強会を重ねる等で理解してもらおうと良い。 ○目的を果たす作用条例であれば「まちづくり基本条例」で良いと思うが、理念条例で行政運営の考え方なども含み、自治の基本を定める条例なので、「自治基本条例」が適当。「まちづくり」は広い意味があるが、その全てを促進したり規制したりする条例ではないので、「まちづくり基本条例」では誤解を招く。 ○「まちづくり」はひらがなで一見わかりやすいが、人によって解釈も割れる。「自治」は堅い印象はあるが、何が書いてあるかについては解釈が分かれることはない。正式名称は「自治基本条例」とし、啓発の際は愛称を使うなどの

素案（案）【10 月 6 日時点】	素案（案）【10 月 27 日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
		工夫をしてはどうか。 【その他】 ○上記二つにとられる必要は無い。市民公募で名称を決めてはどうか。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長　○：委員　■：議長　●：事務局
釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。 私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出される釧路市民憲章を胸に、生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築き、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。 私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。 ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人とのきずなや支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。	釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。 私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出され、「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまち」を築くことを目指した釧路市民憲章を胸に、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。 私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。 ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人とのきずな絆や支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。	○釧路湿原～釧路川の流域として発展してきた歴史。 ○アイヌの「人々」で表現が正しいか精査が必要。 ○アイヌ文化の保存、継承の重要性を考えると、「先人」とひとくくりにしてよいものか。 ○開拓時代についての言及も必要。 ○「開拓」は「土地の開墾」のイメージが強い。釧路は漁業等の要素も強い。 ○阿寒・音別・釧路の一体感が醸成できる表現を。 ○音別を表す単語を入れられないか。 ○条例の趣旨は皆がまちづくりに参加することであるので、各地域の言及にそこまでこだわる必要はない。 ○釧路川流域、釧路管内の拠点としての位置付け。 ○「丹頂」を入れたい。マリモと丹頂はセットだというイメージがある。 ○釧路独特の歴史や自然環境。温泉、山、冷涼な気候、夕日。釧路は夕日、というイメージは対外的にも強い。 ○「太平洋」の単語を入れてはどうか。市民憲章制定の議論では、音別を表す単語として太平洋を入れた経緯がある。 ○市民憲章は大切に。前文を丸ごと入れてもいい。 ○まちのキーワードは市民憲章である程度で完結している。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
		○第1、2段落に細かいことを入れ過ぎると焦点がぼやける、各段落のバランスは今のレベルでよい。 ○前文の役割は市民にまちづくりへの参加を想起させること。大事なもののPRの場ではない。 ○次世代を託されている「子ども」というキーワードが欲しい。 ○「支え合う心」、「災害・減災」、「人と人とのきづな」、「安心・安全のまちづくり」等。 ○常用漢字ではないが、「絆」は意をよく表しているので、できれば漢字表記したい。 ○防災を考えると「安全」の単語は欲しい。「皆で力を合わせて安全・安心な住みよいまちづくり」などでどうか。 ○将来の釧路を夢の溢れるまちにするとイメージが最も大切。 ○目指す将来のまちの姿を具体的に記載すべき。 ◎第3、4段落は、市民活動の具体的な成功事例を想定して記載すべき。 ○具体的な成功事例：湿原保全、チャイルズエンジェル、花時計、四季の像、市民と協働するまちづくり推進指針、わっと、SOSネットワーク、自立支援プログラム、ノーマライゼーション、ふまねっと、町内会主体の安心安全なまちづくり。 ◎意見は全て取り入れるわけにはいかないので落とす部分もでてくるが、解説やQ&Aで活かせると良い。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とする。	第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とする。	
（この条例の位置付け） 第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	（この条例の位置付け） 第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	【案①にすべき】 ○法制上、序列が発生しないのであれば、混乱を招きかねないので「最高規範」とすべきではない。 ○「皆で大切にする」という意味なら「最大限に尊重」でも意味は通ると思う。 ○「最高」とは唯一、絶対のものというイメージがあるので、使うべきではない。 ○一度制定された条例は生き続けるので、制定当時は想定していない利用のされかたをする可能性もあるので、慎重な表現にすべき。 【案②にすべき】 ◎法制上、日本国憲法のような最高法規性はないが、常にこの条例の精神に則ったまちづくりが行われているかを確認するという決意を込める意味で「最高規範」とすべき。 ○この条例を皆で認識・共有するためにも、「最高規範」の看板を掲げるべき。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。 (2) 市民 住民又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）をいう。 (3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。 (4) まちづくり 釧路市における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。 (5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。 (6) 協働 市民及び市がまちづくりにおけるそれぞれの責務を果たしながら、協力し合うことをいう。 (7) コミュニティ 町内会をはじめとする居住等の地域によって形成された市民の集まり及び共通の目的、関心等によって形成された市民の集まりであって、まちづくりを行うものをいう。	（定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。 (2) 市民 住民又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）をいう。 (3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。 (4) まちづくり 釧路市における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。 (5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。 (6) 協働 市民及び市がまちづくりにおけるそれぞれの責務を果たしながら、協力し合うことをいう。 (7) コミュニティ 町内会をはじめとする居住等の地域によって形成された市民の集まり及び共通の目的、関心等によって形成された市民の集まりであって、まちづくりを行うものをいう。	【(1)市民】 ※別紙 参照 【(3)まちづくり】 ○わかりやすくするために「公共の福祉」を具体的に表現してはどうか。 ○「人の参加」等のソフト面も大事な要素なので表現できれば。 ○「まちづくり」は人々が協力して「住みやすい」コミュニティを作り出すことだと思う。 ○「まちづくり」は公共的なものだけに限定されないのでは。 ◎ここでいう「公共的」とは「行政の」という意味ではなく、「共助」などの「公共性があるもの」と理解するとよい。 【(6)コミュニティ】 ◎「コミュニティ」の原義は「共同体」。歴史や文化に根付いた人々の集まり、結びつきのこと。 ○「コミュニティ」と一般的に言うと「地域共同体」。 ○「コミュニティ」は「地域同士の活動」だと思う。 ○「コミュニティ」は、「集まり」や「繋がり」のような人と人との間のネットワークのようなもの。 ○コミュニティづくりの一番の規範となるのが、町内会を単位とした地域の共同体。 ○町内会は「自治組織」であるため、他の団体とは一線を画して重要。 ○地縁団体や目的テーマ別以外にも、職域的なものもある。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（基本理念） 第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。	（基本理念） 第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。	◎この条項の参考元である日本国憲法前文の「信託」は、「選挙による付託」よりも幅広い意味を持つ。「国政を担う正当性を与える」という抽象的な概念。その意味では「市民」でも間違いではない。
（基本原則） 第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。 (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。	（基本原則） 第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。 (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。	
第2章 権利及び責務 （市民の権利） 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。	第2章 権利及び責務 （市民の権利） 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。	○情報を知る権利については「市政に関する」ということで良いと思う。 ○「参加又は不参加を理由に不利益を受けない」と書く必要はないのでは。「参加しなくても良い」面が強調されてしまう。 ○責務を明記する以上、差別的な扱いを受けないよう、「不利益を受けない」ことは明記すべき。
（市民の責務） 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。	（市民の責務） 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。	○全条項を通じて、主語が「市」でも「市民」でも、語尾は「努めなければならない」で統一した方がわかりやすい。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（事業者の責務） 第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。	（事業者の責務） 第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。	◎団体や企業のまちづくりの参加を明確にするために、独立した条項があっても良い。 ○「事業者」は一般的に企業・営利団体を思い浮かべる。団体やNPO等も含めるため表現を変えた方が良いのでは。 ○市民には権利と責務があるのに、事業者には責務だけという点に違和感がある。 ◎市民の中に事業者も含まれるので、市民の権利責務はそのまま適用された上で、その役割の大きさから特出した条項と理解するのが良い。
（市長の責務） 第9条 市長は、選挙によって選ばれた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。 2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。 4 市長は、市政において、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。	（市長の責務） 第9条 市長は、選挙によって選ばれた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。 2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。 4 市長は、市政において、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。	■市長以外の執行機関を含んだ規定にするかどうかの整理が必要。 ○選挙権を考慮すると「信託」できるのは「住民」であって、「住民以外の人も含む広い意味の『市民』」を置くべきではない。 ◎「選挙を通じた付託」等の表現が適切ではないか。 ○帯広市は「帯広・十勝の魅力や個性を活かして」と規定しており印象深い。
（市職員の責務） 第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	（市職員の責務） 第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	○「市民協働」や「市民とともに」などの表現があった方が良い。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（議会及び議員の責務） 第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。 2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。	（議会及び議員の責務） 第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。 2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。	◎議会もまちづくりの担い手の一角なので、独立した条項は置くべき。
第3章 コミュニティ 第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めなければならない。 2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。	第3章 コミュニティ 第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めなければならない。 2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。	○町内会を育成するという観点で、現在活動している人が勇気を持てるような表現を盛り込んで欲しい。 ○「市民及び市」は「育てるよう努める」とあるが、コミュニティは市民が自らの力で育てるべきものであって、市に関する記述は「支援」に留めるべきではないか。 ○「コミュニティ」は一つの日本語として既に浸透している。 ○住民の力を引き出すことに行政は力を入れるべきで団体の活動支援を明記して欲しい。 ○「コミュニティは重要」と言いながら実際の施策に乖離がある。 ■大切なのはコミュニティの定義そのものよりも、市や市民がどう関わるかの規定だと思う。
第4章 情報共有 （情報共有） 第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、他の市民や市との情報の共有に努めなければならない。	第4章 情報共有 （情報共有） 第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、他の市民や市との情報の共有に努めなければならない。	○「まちづくりに関する情報」を「まちづくりに必要な情報」とし、提供側が選択する余地は考慮しなくてよい。 ○「他の市民や市との情報の共有」は解釈の余地が広いので、煮詰めた方がよい。 ●「他の市民や市との情報の共有」は通学路の危険箇所、避難所の不備等、市民の気づきを市と共有するイメージ。 ○「自ら情報を発信し」は、市民に通報義務を課すことに繋がる印象があるので、少し柔らかい表現にすべき。 ○「努める」は「奨励する」程度の意味で、積極的なまちづ

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長　○：委員　■：議長　●：事務局
		くりの参加を示す程度の意味合いなのでこのままでよい。 ■「通報義務を課すもの」と受け取られないよう法制チェックを行う。 ■「努める」が構文上、どこにかかるかを整理すべき。
（情報公開） 第14条　市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の公開について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。	（情報公開） 第14条　市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の公開について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。	■「公文書の開示等」は、釧路市情報公開条例の表現と整合をとるべき。 ○「等」はあまり使わない方が良い。 ○「公文書の公開」と「情報の公開」の指す内容について整理が必要ではないか。
（個人情報保護） 第15条　市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	（個人情報保護） 第15条　市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	◎「市民の知る権利を尊重し」との表現は、現在までの実践で練り上げられた言葉なので、入れるべきでは。 ●個人情報保護条例で言及されているので、他の条項とのバランスを考え、省略した。 ○個人情報保護条例に記載されているのであれば、自治基本条例には「知る権利」の記載は不要では。 ■第13条の構成を工夫して、第4章の総則として記載する方法もある。 ○防災等の場面で、情報の共有と個人情報保護の両立が可能な工夫ができればよいが。 ■防災等の場面の両立については、条文化できないまでも逐条解説等で言及すべき。
第5章　市民参加及び協働 （市民参加） 第16条　市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。	第5章　市民参加及び協働 （市民参加） 第16条　市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。	○「まちづくり」は受け手によってイメージが異なり、広い意味を持つ。それを「市が参加機会を保障する」と言い切ってしまうと混乱を招くのでは。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（協働） 第17条 市は、協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、協働の実効性を高めるよう努めなければならない。 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。	（協働） 第17条 市は、協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、協働の実効性を高めるよう努めなければならない。 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。	
（子どものまちづくりへの参加） 第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。	（子どものまちづくりへの参加） 第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。	○まちづくりに関心を持つ子どもを育てることは大切なことなので、「配慮する」では表現として少し弱い。 ○「年齢にふさわしい形」ではなく、「子どもにふさわしい形」にしてはどうか。
（男女平等参画） 第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。	（男女平等参画） 第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。	○雇用機会均等法、男女平等参画条例があるので、自治基本条例には条項は不要ではないか。 ○スローガンのような位置付けならば独立した条項としてあっても良い。その場合も「まちづくり」の使い方には留意すべき。 ○子ども・男女平等参画についての条項はあって良いと思う。
	（危機管理） 第20条 市民及び市は、災害その他非常の事態の発生時ににおいて、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。	○釧路市にとって防災は重要なテーマなので、危機管理条項を入れるべき。 ○危機管理条項はあった方が良い。入れる場合は、市の責務だけではなく、市民の責務も分かる表現にして欲しい。 ○「危機管理」には重大なイメージがある単語なので、「災害」を重視する表現で良いのではないか。 ○防災は大切だが、この条例はまちづくりの基本を定める理念条例であることを考えると危機管理条項は不要。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（住民投票） 第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。 3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。 4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	（住民投票） 第21条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。 3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。 4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	◎未成年者に投票権を与える等、地方自治法より踏み込んだ制度設計も可能。 ○参政権が現状20歳以上であることを踏まえ、投票権の範囲については慎重に判断すべき。 ○少数意見のクローズアップという懸念が残る以上、実施のハードルは高くすべき。「たたき台」の表現は地方自治法の直接請求から逸脱していないので妥当と思う。 ○自治基本条例に記載することは、「住民投票」という新たな制度を市政に持ち込む決断をすることと同義である。議会等でその点に留意して審議を尽くして欲しい。 ○住民投票は市民参加の重要な手法の一つであるので、条項自体は設けるべきだと思う。 ◎他の条項では引用条例などは記載していないので、条文表記上「地方自治法第74条に定めるところにより」は不要ではないか。 ○釧路市は、あくまでも地方自治法に定める直接請求の範囲での住民投票を規定することを明確にするためにも「地方自治法第74条に定めるところにより」はあった方がよい。
（市民意見提出手続） 第21条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。	（市民意見提出手続） 第22条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。	
第6章 行政運営 （基本構想等） 第22条 市長は、基本構想等を策定するものとする。 2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く	第6章 行政運営 （基本構想等） 第23条 市長は、基本構想等を策定するものとする。 2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く	○第22条から第26条にかけての、「市長」と「市長等」の使い分けについて精査が必要ではないか。

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。 3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。	反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。 3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。	
（財政運営） 第23条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。 2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。 3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。	（財政運営） 第24条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。 2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。 3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。	
（行政運営） 第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。	（行政運営） 第25条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。	
（行政評価） 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民による評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。	（行政評価） 第26条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民による評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。	○外部評価は条例に入れて欲しい。評価そのものも大切だが、市民がまちづくりについて知る場となることが大きい。 ○有識者も市民だと思うので、両者を分けて表記すると少し違和感がある。
（行政手続） 第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	（行政手続） 第27条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	

素案（案）【10月6日時点】	素案（案）【10月27日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長　○：委員　■：議長　●：事務局
（他の自治体等との連携） 第27条　市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携及び協力に努めなければならない。 2　市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力に努めなければならない。	（国及び他の自治体との連携） 第28条　市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携及び協力に努めなければならない。 2　市は、行政運営を効果的かつ効率的に行い、及び行政課題に的確に対応するため、近隣自治体をはじめとする国内外の自治体との交流、連携及び協力に努めなければならない。	○釧路市が近隣自治体と連携して共にまちづくりを行っていく決意が見える表現が欲しい。
第7章　この条例の見直し 第28条　市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。	第7章　この条例の見直し 第29条　市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。	○見直し条項は置くべき。年数も明記した方が良い。

釧路市まちづくり基本条例 素案（案）について

平成26年 月

（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会（以下「検討委員会」と表記します）は、平成２４年７月３０日に蝦名市長より委嘱を受けて発足して以来、これまで２３回にわたって開催され、釧路市にとってこの条例は必要か、制定する際にはどのような内容にするべきか、などの点について、検討を重ねてまいりました。

平成２５年１２月には、それまでの検討内容を『(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 条例制定についての検討報告書』として取りまとめ、「条例を制定する必要がある」との結論を示しました。

今年度はこの報告書の内容を踏まえて条例素案の検討を進め、このたび『釧路市まちづくり基本条例 素案（案）』として取りまとめましたので、ご提出いたします。

条例制定にあたっては、この条例素案（案）を十分に踏まえていただき、市民に親しまれる条例が制定されることを願っています。

平成２６年１１月１７日

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会
委員長 山崎 幹根

釧路市まちづくり基本条例（素案）（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 権利及び責務（第6条－第11条）

第3章 コミュニティ（第12条）

第4章 情報共有（第13条－第15条）

第5章 市民参加及び協働（第16条－第22条）

第6章 行政運営（第23条－第28条）

第7章 この条例の見直し（第29条）

附則

釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。

私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出され、「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまち」を築くことを目指した釧路市民憲章を胸に、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。

私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。

ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人との^{きずな}絆や支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(この条例の位置付け)

第 2 条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民 住民又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- (4) まちづくり 釧路市における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。
- (6) 協働 市民及び市がまちづくりにおけるそれぞれの責務を果たしながら、協力し合うことをいう。
- (7) コミュニティ 町内会をはじめとする居住等の地域によって形成され

た市民の集まり及び共通の目的、関心等によって形成された市民の集まりであって、まちづくりを行うものをいう。

（基本理念）

第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。

（基本原則）

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。

(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。

(2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。

(3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。

第2章 権利及び責務

（市民の権利）

第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

（市民の責務）

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（市長の責務）

第 9 条 市長は、選挙によって選ばれた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

4 市長は、市政において、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

（市職員の責務）

第 10 条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

（議会及び議員の責務）

第 11 条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。

第 3 章 コミュニティ

第 12 条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めなければならない。

2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支

援するよう努めなければならない。

第4章 情報共有

(情報共有)

第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、他の市民や市との情報の共有に努めなければならない。

(情報公開)

第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の公開について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第5章 市民参加及び協働

(市民参加)

第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

(協働)

第17条 市は、協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、協働の実効性を高めるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

(子どものまちづくりへの参加)

第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。

（男女平等参画）

第 19 条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

（危機管理）

第 20 条 市民及び市は、災害その他非常の事態の発生時において、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。

（住民投票）

第 21 条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（市民意見提出手続）

第 22 条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。

第 6 章 行政運営

（基本構想等）

第 23 条 市長は、基本構想等を策定するものとする。

2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。

(財政運営)

第24条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。

2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。

3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。

(行政運営)

第25条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第26条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民による評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

(行政手続)

第27条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(国及び他の自治体との連携)

第28条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携及び協力に努めなければならない。

2 市は、行政運営を効果的かつ効率的に行い、及び行政課題に的確に対応するため、近隣自治体をはじめとする国内外の自治体との交流、連携及び協力に努めなければならない。

第7章 この条例の見直し

第29条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会

情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

参考資料 1

各条項についての主な意見

名 称

釧路市まちづくり基本条例

- 市民にとってわかりやすく、親しみやすい名称とするべき。
- 他都市の条例の市民周知用パンフレット等を見ている、「まちづくり基本条例」と題している方が受け入れやすい印象を持った。一般市民に周知することを考えると「まちづくり基本条例」が良いと思う。
- 検討委員会におけるこれまでの議論は、「市民の『まちづくり』への参加を進める」ことが一番の主題だったので、そのことを表した名称が良いと思う。
- 「まちづくり」の方が、「人と人との繋がり」のようなソフトの部分を表すことができると思う。
- 「まちづくり」の方が、日常的に使われる単語なので理解されやすいと思う。「釧路のまちを皆でつくる」という条例の趣旨がよく表れている。
- 基本的には「まちづくり基本条例」でも「自治基本条例」でも、どちらでも良いと思うが、「まちづくり」は、人によってそのイメージする範囲が異なるので、解釈の分かれることのない「自治基本条例」の方が良いのではないかな。
- 行政運営の考え方など、自治の基本理念も含んだ条例なので、「自治基本条例」が適当ではないかな。

【検討委員会でのまとめ】

市民にとってのわかりやすさや、この条例が「市民の『まちづくり』への参加を進める」ためのものであること等を重視し、素案（案）のとおりとりまとめた。

前 文

釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。

私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出され、「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまち」を築くことを目指した釧路市民憲章を胸に、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。

私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。

ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人との^{きずな}絆や支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。

1. 「釧路市が発展してきた歴史や釧路らしい自然環境について記載すべき」とした意見

- 釧路湿原や釧路川の流域として発展してきた歴史を表現したい。
- 農地の開墾、漁業や交易環境の確立を始めとする、いわゆる「開拓」時代の歴史について言及すべき。
- 釧路・阿寒・音別の3地域に住む全ての釧路市民が一体感を持ってまちづくりに参加できるような表現を入れたい。
- 釧路管内の拠点としての位置付けを明確に表現したい。
- 「丹頂」の単語をどこかに入れたい。
- 対外的にも印象の強い釧路独特の自然環境として「夕日」を入れたい。
- 釧路・阿寒・音別地域の一体感の醸成という意味でも、釧路市民憲章にも記載されている「太平洋」の単語を入れてはどうか。
- 前文の役割は、市民にまちづくりへの参加を想起させることなので、釧路市の大切なもののPRだけにならないよう、バランスに留意すべき。

2. 「釧路市民憲章の精神を踏まえた文章にすべき」とした意見

- 釧路市民憲章は大切にしたい。そのまま前文に入れても良いと思う。
- まちづくりのキーワードを考えると、釧路市民憲章である程度で完成している。

3. 「釧路市民のまちづくりの歴史について記載すべき」とした意見

- 抽象的な前文に具体性を与えるためにも、これまでの市民活動の成功事例が想起される一文を盛り込むべき。具体的な事例は前文に記載するのではなく、逐条解説等で紹介すると良い。

《委員から挙げられた市民活動の具体的な成功事例》

釧路湿原の保全、「チャイルズエンジェル」の活動、幣舞橋の「四季の像」建立、ロータリーの「花時計」の整備、『市民と協働するまちづくり推進指針』の策定、「釧路市民活動センターわっと」の設立とその活動、「釧路地域ＳＯＳネットワーク」の取組、「釧路市自立支援プログラム」の取組、「ノーマライゼーション」の実現に向けた取組、「ふまねっと運動」、町内会主体の安心安全なまちづくり 等

4. 「釧路市が目指す将来のまちの姿を表現すべき」とした意見

- まちづくりの精神を次世代に引き継ぐことを明記したい。
- 今後のまちづくりにおいて、「防災」は重要なテーマの一つだと思う。市民皆でそのことに取り組むためにも、「支え合う心」や「人と人との絆」を大切にすることと、「安心」や「安全」といった単語を盛り込みたい。
- 将来の釧路を夢の溢れるまちにするとのイメージを出したい。
- 目指す将来のまちの姿を、具体的に記載すべき。

【検討委員会でのまとめ】

各委員が重視するキーワードや意見を反映し、素案（案）のとおりとりまとめた。

第1章 総 則

（第1条 目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とする。

- 「前文」、「基本理念」、「基本原則」と重複した内容にならないよう、表現を工夫すべき。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第2条 この条例の位置付け）

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

- これからのまちづくりは、常にこの条例の精神に則って行うとの決意を込めるとともに、この条例がまちづくりの基本であり、極めて大切なものであることを市民に認識してもらうためにも、「最高規範」とすべき。
- 法制度上、条例と条例の間には上下関係はないため、市民が誤解しないよう、「最高規範」という単語は入れるべきではない。
- 「この条例を皆で大切にしたい」という思いは、「最大限に尊重する」という文言でも十分表せると思う。

【検討委員会でのまとめ】

「最高規範」の単語は用いず、前文において「まちづくりの規範」と位置付けるとともに、本条で「本市のまちづくりの基本」、「最大限に尊重」と表現することで、今後のまちづくりをこの条例の精神に則って行うことを明確にした。

(第3条 定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民 住民又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- (4) まちづくり 釧路市における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。
- (6) 協働 市民及び市がまちづくりに関するそれぞれの責務を果たしながら、協力し合うことをいう。
- (7) コミュニティ 町内会をはじめとする居住等の地域によって形成された市民の集まり及び共通の目的、関心等によって形成された市民の集まりであって、まちづくりを行うものをいう。

1. 「市民」の定義についての意見

- 一般的な感覚では「市民」とは「その土地に住んでいる人」を指すと思う。
- この条例の趣旨は、多様な人が釧路のまちづくりに参加することで、釧路のまちの活性化を目指すことであるため、釧路のまちづくりに関わる人を幅広く「市民」と捉えるべき。
- 一般的に「釧路市民」と言うと「住民」を想起するかもしれないが、単に「市民」とした場合は、広い意味を持つと思う。
- 「住民」と（住民以外の人も含んだ）「市民」は「投票をする権利」や「税金を納める義務」を始めとする権利と義務において明確な差があるので、条文上正確に使い分けるべき。

【検討委員会でのまとめ】

釧路市のまちづくりには、市内に住む人（住民）のみならず、多様な人々が参加するものと考えられることを踏まえ、まちづくりに参加する「市民」と「住民」を別に定義することとした。

2. 「まちづくり」の定義についての意見

- 「まちづくり」というと建物の建設を始めとするハード整備を想起されるかもしれないが、「人の参加」等のソフトも大事な要素なので、それがわかる表現にしたい。
- わかりやすくするために、「公共の福祉」を具体的に表現してはどうか。
- 「公共の」という文言は「行政が行う」という意味ではなく、「公共性があるもの」という意味で用いられる。

【検討委員会でのまとめ】

場面や分野によって「まちづくり」の意味は異なってくるため、幅広い意味を含む定義とした。

3. 「コミュニティ」の定義についての意見

- 「地域共同体」と定義付けてはどうか。
- 「地域の活動」を指すと思う。
- 「集まり」や「繋がり」のような、人と人の間のネットワークを指すと思う。
- 「コミュニティ」を形成する団体は、町内会やNPO以外に、職域的な団体もあると思う。
- 「コミュニティ」を形成する団体の中でも、町内会は一線を画して重要。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第4条 基本理念）

第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。

- 市長等が担う「市政」は、選挙権を有する「住民」の信託に基づき行われるものではないか。
- 日本国憲法前文の「信託」は、「選挙による付託」よりも幅広い意味を持っており、「国政を担う正当性を与える」という抽象的な概念で使われている。ここの「信託」も同様に考えると「住民」とせずに「市民」で良いのではないか。

【検討委員会でのまとめ】

委員会での議論を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第5条 基本原則）

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。

第2章 権利及び責務

（第6条 市民の権利）

第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

- 「参加又は不参加を理由に不利益を受けない」の文言は不要なのではないか。「参加しなくても良い」面が強調される印象を受ける。
- 次条で、まちづくりへの参加を市民の責務としており、まちづくりに参加しないことで、差別的な扱いを受けることを防ぐ意味で、「不利益を受けない」ことは規定した方が良い。

【検討委員会でのまとめ】

この条例は市民にまちづくりへの参加を強制するものではないことに鑑み、第3項の規定は残し、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第7条 市民の責務）

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

（第8条 事業者の責務）

第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

- 市民には権利と責務があるのに、事業者には責務だけの規定でよいのか。
- 事業者も市民に含まれるので、市民のもつ権利と責務はそのまま適用されるが、それに加えて、役割の大きさを特記した条項と理解するのが良い。

【検討委員会でのまとめ】

委員会での議論を踏まえ、第6条及び第7条に規定された内容以外の事業者の役割を規定することとし、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第9条 市長の責務）

第9条 市長は、選挙によって選ばれた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

4 市長は、市政において、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

- 市長を選ぶことができるのは、選挙権を持つ者だけなので、そのことがはっきりとわかる表現にした方が良いと思う。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第10条 市職員の責務）

第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

（第11条 議会及び議員の責務）

第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。

- 議会や議員もまちづくりの担い手なので、独立した条項として盛り込むべき。具体的な内容は本条には規定せず、釧路市議会基本条例を尊重するのが良い。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、釧路市議会基本条例の「議会の活動原則」及び「議員の活動原則」の表現を基本として、素案（案）のとおりとりまとめた。

第3章 コミュニティ

(第12条 コミュニティ)

第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めなければならない。

2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。

- 町内会を育成するという観点で、現在活動している人が勇気を持てるような表現を盛り込んで欲しい。
- コミュニティは市民が自らの力で育てるべきものであって、市の役割は「支援」に留めるべきではないか。
- これからのまちづくりにおいては、行政は住民の力を引き出すことに力を入れるべきなので、団体の活動支援を明記して欲しい。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

第4章 情報共有

（第13条 情報共有）

第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、他の市民や市との情報の共有に努めなければならない。

- まちづくりへの市民参加を引き出すためには、行政のわかりやすい情報発信が大切。
- 市民に通報義務を課す条項であるとの誤解を与えない表現にすべき。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第14条 情報公開）

第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の公開について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

（第15条 個人情報保護）

第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 「市民の知る権利」を記載すべきではないか。
- 「市民の知る権利」は釧路市個人情報保護条例に記載されているので、必要はない。

【検討委員会でのまとめ】

委員会での議論を踏まえ、素案（案）のとおりとした。

第5章 市民参加及び協働

（第16条 市民参加）

第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

- 「まちづくり」は市が主体的に行うものだけでなく、市民が中心に行うものもあるので、「参加機会を保障する」という強い表現ではなく、やわらかい表現にした方が良いのではないか。
- 行政が市民参加の機会を保障しても、市民の意識が高まらなければ市民参加は進まない。意識啓発が大切。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第17条 協働）

第17条 市は、協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、協働の実効性を高めるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

（第18条 子どものまちづくりへの参加）

第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。

- まちづくりに関心を持つ子どもを育てることは大切なことなので、しっかりとした規定として盛り込むべき。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第19条 男女平等参画）

第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

- 釧路市男女平等参画条例があるので、この条例には不要ではないか。
- スローガンのような位置付けで、独立した条項としてあっても良いと思う。

【検討委員会でのまとめ】

委員会の議論を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第20条 危機管理）

第20条 市民及び市は、災害その他非常の事態の発生時において、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。

- 「まちづくり」には防災活動も含まれるので、危機管理のみの条項は必要ないのではないか。市民にこの条例を周知する際に、具体例として示すと良いのではないか。
- 釧路市にとって防災は重要なテーマなので、危機管理について独立した条項を設けるべき。
- 危機管理条項はあった方が良い。入れる場合は、市の責務だけではなく、市民の責務も分かる表現にして欲しい。

【検討委員会でのまとめ】

委員会での議論を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第21条 住民投票）

第21条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

- 市民参加の手法の一つとして、住民投票の条項は設けるべきだと思う。
- 住民投票の結果に強制力はないため、現行の二元代表制による政策決定プロセスを覆すものではない。
- 住民投票は二元代表制の決定に事実上の影響を与えかねず、少数意見が実態以上にクローズアップされる懸念もある。仮に条項を設ける場合は、地方自治法における直接請求の規定にとどめるべきである。

【検討委員会でのまとめ】

住民投票の条項を設けるべきとの意見が大勢を占めたことを踏まえ、条項は規定するが、釧路市独自の住民投票制度とはせず、既存の制度である地方自治法の直接請求の規定によることとした。

（第22条 市民意見提出手続）

第22条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。

第6章 行政運営

（第23条 基本構想等）

第23条 市長は、基本構想等を策定するものとする。

2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。

（第24条 財政運営）

第24条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。

2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。

3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。

（第25条 行政運営）

第25条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

（第26条 行政評価）

第26条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民による評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

- 外部評価は条例に盛り込むべき。評価そのものも大切なことだが、市民がまちづくりについて知る場を作ることにも意義がある。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

（第27条 行政手続）

第27条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

（第28条 国及び他の自治体との連携）

第28条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携及び協力に努めなければならない。

2 市は、行政運営を効果的かつ効率的に行い、及び行政課題に的確に対応するため、近隣自治体をはじめとする国内外の自治体との交流、連携及び協力に努めなければならない。

- 釧路市が近隣自治体と連携して、共にまちづくりを行っていく決意が見える表現が欲しい。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

第7章 この条例の見直し

（第29条 この条例の見直し）

第29条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 条例を活かしていくためにも、実践の点検を行い、見直すための条項は必要。

【検討委員会でのまとめ】

委員意見の趣旨を踏まえ、素案（案）のとおりとりまとめた。

参考資料 2

検討委員会の開催概要

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 平成24年度検討状況

第1回 (7月30日)

(1) 自治基本条例の検討について

- 事務局から、条例を検討する背景や趣旨を説明

「地域主権」時代の到来

『自己決定・自己責任』のまちづくりへ

「市民と行政がともに自立した対等な協力関係」によるまちづくりが必要

これまで取り組んできた「市民協働」の一層の具現化が必要

まちづくりの基本ルール = 「自治基本条例」の検討へ

(2) 山崎委員長講演「自治基本条例づくりに向けて」

- 委員長から条例の意義や検討に際して、踏まえること等について講演

「地域主権」時代の到来

「自治の質」を高める必要
(「釧路ならではの」まちづくり)

政策立案・実施過程における市と市民との合意形成が重要に

市と市民が一緒になって政策を作り、実行していくことが重要に

そのための理念やルール

合意形成の手続き
市政参加の権利
情報公開・情報共有
市民の責務(自治の担い手) など

明確化
可視化

自治基本条例

条例化の意義

- ①目に見えない価値や理念を皆で共有
 - ②市長や市職員の行動や他の条例を拘束
 - ③情報共有や市民参加の継続実践を保障
- ※『即効性はないが実効性がある』条例



山崎委員長

検討のテーマ

- ①情報公開
- ②市民参加
- ③予算編成・決定・執行・決算
- ④大きな争点となる政策
- ⑤権力(者)の統制

釧路の実情に合わせて、
具体的な事例に則して検討

第2回 (8月31日)

(1) 自治基本条例の構造について

- 道内他自治体を参考に、標準的な条例の構造を学習



(2) 道内他市の条例について

- 札幌市、帯広市、江別市の条文を比較しながら学習

第3回 (11月14日)

(1) 具体事例で見る情報公開・市民参加

- 具体的な事業を題材に情報公開や市民参加のあり方について意見交換

- ①災害時要援護者安否確認・避難支援事業
- ②市民後見人養成事業
- ③くしろ港まつり



安否確認避難支援事業

(2) 釧路市の予算編成・決定・執行・決算

- 釧路市の予算編成～決算の流れを題材に情報公開のあり方などについて意見交換

第4回 (11月30日)

(1) 市にとって大きな争点となる政策

- 市の方針や市民意見が大きく分かれる事業を題材に、合意形成等のあり方について意見交換

- ①公共施設の維持管理(公有資産マネジメント)
- ②MOOフィットネスセンターの廃止

(2) 権力(者)の統制

- 行政と市民の合意形成の成功事例等を確認

- ①北見市庁舎移転 ②斜里町図書館建設
- ③岩見沢市ごみ処分場 ④ニセコ町最終処分場

第5回 (2月26日)

(1) 北海道教育大学釧路校平岡講師 講演 「環境分野での市民参加による政策づくり・推進に関わって学んだこと」

- 環境分野で市民参加を実践している講師より、市民参加の考え方等について講演

城陽市 内子町 釧路市 での活動経験

市民参加は「まちづくりの当事者」を増やすために不可欠
市民参加の推進には、前提・基盤として「自治力」の強化が必要

そのためには・・・

自治を担う主体の把握・共有
主体間の役割分担の再確認
異分野の組織・人材間の積極的な交流・協働
市政に参加していない市民層の巻き込み
多様な市民参加手法の模索・チャレンジの促進 が必要



平岡講師

(2) 平成24年度 検討委員会のまとめ

- それまでの検討内容を確認し、条例の必要性等について意見交換

委員意見要旨	条例は必要	条例を作ることで情報共有・市民参加の実効性が増す
	実効性が大切	条例はあった方がよいが、それ以上に、市民の関心・参加を高められるかどうかの方が大事
	判断できない	もう少し条例の中身に照らして議論を深めたい
	条例は不要	市民の意識が高まることこそが肝心だが、条例を作ったからといって意識が高まるわけではない
	市民周知が必要	検討の経過を市民に見せて、条例への市民の関心を高める必要がある 条例を作る場合は市民が価値を認める条例にならないければ意味が無い
	今後の検討	2年間議論をして、最終的に条例をつくらないという判断もあってよいと思うので、条例を作る前提の検討にはすべきでない

(3) 平成25年度 検討委員会について

- 意見交換を踏まえて、平成25年度の方針を確認

検討委員会では、条例を作る前提ではなく、委員の関心が高い部分を中心に、逐条で検討を深める

検討委員会の議論自体を市民に開放し、情報提供を行い、条例に興味・関心を持つ市民を増やしていく



検討委員会の様子

（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 平成25年度検討状況

第6回（6月3日）

- （１）平成24年度検討内容の振り返り
（２）平成25年度検討方法について

- 第5回に行った平成24年度検討のまとめを確認
- 平成25年度の検討方法を確認

- ➡ ①「標準的な条文体例」を用いて逐条検討を行う
② 検討委員会の議論を市民に開放し、関心を持つ市民を増やす

（３）逐条検討

情報公開・情報共有 市民参加・市民協働

第7回（6月28日）

（１）逐条検討

定義 市民 市長・職員 議会・議員 コミュニティ

第8回（7月22日）

（１）第6回、第7回検討委員会の振り返り

- ① 「市民と協働するまちづくり推進指針」や他の条例との関係性
- 条例と要綱の違い、条例制定の効果等について意見交換
- ② 二元代表制との関係性
- 小平市の住民投票事例について意見交換

第9回（8月7日）

（１）「市民と協働するまちづくり推進指針」の策定経過について

- 「市民と協働するまちづくり推進指針」の策定経過を確認し、自治基本条例との相違点について意見交換

（２）逐条検討

行政運営 条例の位置づけ

第10回（9月3日）

（１）逐条検討

名称 前文 目的 基本理念・原則 その他

（２）第8回、第9回検討委員会の振り返り

- 自治基本条例の見直しについて意見交換
- 最高規範性について意見交換

第11回（10月18日）

（１）委員意見のまとめ

- これまでに出了意見の確認

委員意見① 「条例の必要性」について

条例制定は必要	● 行政と市民の役割を明確化する規範として条例は必要 ● やる気のある市民を市政に巻き込むための規範として必要 ● 市民のまちづくりへの意識付けのためにも条例が必要 ● 市民がこれまでの行政任せの意識から抜けだし、市政に関わっていくために必要 ● 条例制定が、市民がまちづくりを考えるきっかけになる ● 条例は『指針』よりも多角的に施策全体を捉え、体系化することができる ● 行政にとってたいへんなことも、条例に位置付けることでやらざるをえなくなる ● 『指針』は見直す時期に来ており、条例を作る良いタイミングだと思う ● 当初は『指針』の浸透が先だと考えていたが、今は条例があっても良いと思っている
どちらでもない	● 積極的に必要とも不要とも思わない。作るなら反対はしない。作る場合は、「最高規範」の単語は使うべきではないし、「定義」や「住民投票」の条項は他の法律、条例と整合をとるべき。
条例制定は不要	● 『指針』が既にある点、条例が二元代表制に影響を及ぼす懸念がある点から条例は制定すべきではない。検討委員会として「条例制定」という結論を出すのであれば、「市民の定義」、「最高規範性」、「住民投票」の条項は削除するか、最低限の表現に留めること。

委員意見② 「条例の市民周知、市民参加」について

周知	● 条例制定の方針決定後は、条例の必要性や効能を積極的に市民に発信すべき ● 条例を作って終わりにせず、市民が身近に感じられるよう情報提供に工夫をすべき
市民参加	● 市民協働のため制定過程が重要で、市民が条例づくりに参加できる環境を作ること ● 条例を活かすため、委員も協力し、市民との意見交換の回数を重ねるべき

委員意見③ 「条項の内容」について

定義	● 「市民」は住民に限定すべき ● 「市民」は住民に限定せず、幅広く捉えるべき
コミュニティ	● 町内会にプラスとなる表現を盛り込みたい ● 地域住民は地域のコミュニティ活動にも責任があることを表現すべき
住民投票	● 二元代表制による決定の前に多様な意見を吸い上げる仕組みとして必要 ● 声の大きい少数意見が二元代表制の決定を左右してしまう懸念があるので反対 ● 規定する場合は、地方自治法の趣旨や定義と整合をとることが必要
行政運営	● 対等な行政と市民の実現には外部評価が必要なので、実施を明記すべき ● 行政評価を総合計画や予算編成に有機的に結びつけることが大切
最高規範性	● 最高規範と位置付け、市民合意の形成と運用への決意を示すべき ● 条例は対等で、誤解を招く恐れがある最高規範の単語は入れるべきではない
条例の見直し	● 条例制定後、取組の中で出てくる意見を踏まえて、都度見直していくべき ● 条例を活かしていくためにも、実践の点検を行い、見直すための条項は必要

第12回（11月22日）

（１）検討報告書（たたき台）について

- 「条例制定についての検討報告書（たたき台）」の内容確認
- 必要な修正を行い、年内に市長に提出することで合意

「条例制定についての検討報告書（たたき台）」概要

2. 1. 検討結果について	「制定する必要がある」が大勢を占めた(8名) 「制定する必要はない」「決められない」という意見もあり(各1名) 「制定する必要がある」と結論づけるが、「制定する必要はない」「決められない」とする意見も付記する。												
3. 委員意見のまとめ	(1) 「制定する必要がある」とした意見 (2) 「制定する必要はない」とした意見 (3) 「決められない」とした意見												
4. 制定にあたって留意すること	(1) 条例の市民周知について (2) 条項の内容について <table><tr><td>① 条例の名称</td><td>② 前文</td></tr><tr><td>③ 目的、基本理念、基本原則</td><td>④ 市民の定義</td></tr><tr><td>⑤ 市民</td><td>⑥ コミュニティ</td></tr><tr><td>⑦ 情報共有</td><td>⑧ 市民参加・市民協働</td></tr><tr><td>⑨ 住民投票</td><td>⑩ 行政運営</td></tr><tr><td>⑪ 最高規範性</td><td>⑫ 条例の見直し</td></tr></table>	① 条例の名称	② 前文	③ 目的、基本理念、基本原則	④ 市民の定義	⑤ 市民	⑥ コミュニティ	⑦ 情報共有	⑧ 市民参加・市民協働	⑨ 住民投票	⑩ 行政運営	⑪ 最高規範性	⑫ 条例の見直し
① 条例の名称	② 前文												
③ 目的、基本理念、基本原則	④ 市民の定義												
⑤ 市民	⑥ コミュニティ												
⑦ 情報共有	⑧ 市民参加・市民協働												
⑨ 住民投票	⑩ 行政運営												
⑪ 最高規範性	⑫ 条例の見直し												

～ 市民への周知 ～

- ① 市HPで開催案内、議事要旨・資料公開
- ② 本庁1階コミュニティビジョンで開催案内
- ③ 傍聴人募集(第9回:3人 第12回:1人)
- ④ 広報くしろ5月号特集記事掲載
- ⑤ 連町通信7月号記事掲載



（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 平成26年度検討状況

第13回（4月18日）

（１）新たな委員の加入

- 阿寒地域協議会・音別地域協議会より新たな検討委員を加入

（２）条例素案のたたき台

- 素案の検討用資料として『条例素案のたたき台』を配布・説明

条例素案のたたき台を
元に逐条検討

市民周知の取り組み（H24・H25を含む）

（１）検討委員会の公開

- ① 釧路市ホームページにおいて配付資料・議事要旨を公開
- ② 毎回傍聴人を募集（第9回～第21回 延べ16人参加）

（２）広報くしろ 特集記事等の掲載

平成25年5月号 特集「みんなで考えようまちづくりの基本ルール」
平成26年5月号 （仮称）釧路市自治基本条例をつくります
平成26年6月号 （仮称）釧路市自治基本条例の講演会を開催します

（３）市民団体等との意見交換

平成25年3月25日 釧路湿原塾学習会
平成25年12月6日 釧路市連合町内会理事研修交流会
平成26年4月24日 釧路市女性団体連絡協議会総会
平成26年5月26日 釧路市社会福祉協議会理事会
平成26年5月28日 釧路市社会福祉協議会評議員会
平成26年6月26日 NPO法人くしろ・わっと理事会



市民意見を随時報告し、検討に反映

（４）講演会「市民が主役のまちづくり」を考える 開催

実施日時 平成26年6月27日 18:00～
講師 北海道大学公共政策大学院
院長/教授 山崎 幹根 氏
（条例検討委員会 委員長）

来場者数 76名
アンケート回答数 57件



（５）FMくしろ「市役所からこんにちは」 出演

出演日時 平成26年6月16日 10:05～

（６）市政懇談会、地域協議会での報告

市政懇談会や釧路・阿寒・音別各地域協議会で状況等を報告

第14回（5月16日）、第15回（6月6日）、第16回（6月20日）、第17回（7月11日） 第18回（7月18日）、第19回（8月1日）、第20回（8月18日）、第21回（8月29日）

主な意見	名称	「まちづくり基本条例」とすべき ○市民にとってわかりやすく、親しみやすい名称とするべき。 ○釧路のまちを皆でつくりあげるといふ条例の趣旨が良く表れている。 「自治基本条例」とすべき ○市と市民の関係性や行政運営の基本等も定める条例であり、その内容を正確に表すべき。 ○「まちづくり」は一見わかりやすいが、人によって受け取り方が分かれる。
	前文	○釧路市が発展してきた歴史や釧路らしい自然環境について記載したい。 ○釧路市民憲章の精神をしっかりと踏まえた文章にしたい。 ○まちづくりの精神を次世代に引き継ぐことを明記したい。 ○これまで取り組んできたまちづくりの歴史について表現したい。 ○釧路市が目指す将来のまちの姿を表したい。
	条例の位置付け	「最高規範」とすべき ○常にこの条例の精神に則ったまちづくりを行う決意を込めるべき。 ○皆がこの条例を強く意識し、精神を共有するために「最高規範」とすべき。 「最高規範」とすべきではない ○法制上、条例間の序列は発生しないので混乱を招く表現は使うべきではない。 ○大切なのは「最高規範」の単語そのものではなく、市民が常に意識し規範とすること。
	「市民」の定義	住民に限定すべき ○一般的な感覚では「市民」とは「その土地に住んでいる人」を指すと思う。 住民に限定せず、幅広く捉えるべき（通勤・通学・活動するものを含む） ○この条例の趣旨は、多くの人がまちづくりに参加することを目指すものであるため。
	各条項における「市民」の使い方	条項毎に住民と（幅広く捉えた）市民を使い分けるべき ○両者の間には権利（参政権等）と義務（納税等）において明確な差があり、正しく反映すべき。 条項毎に住民と（幅広く捉えた）市民を使い分けるべきではない ○使い分けることで、まちづくりに参加する人を気持ちの上で分断してしまう。
	議会及び議員	○議会と議員もまちづくりの担い手なので、独立した条項として設けるべき。
	コミュニティ	○コミュニティの中でも町内会は特に大切。条例に明記し、衰退を防ぐよう配慮すべき。 ○コミュニティをわかりやすくするよう、「共同体」、「人と人との繋がり・集まり」などと言い換えてはどうか。
	情報共有	○まちづくりへの市民参加を引き出すためには、行政のわかりやすい情報発信が大切。 ○市民との情報共有のためには、手間はかかるが、直接会って話をすることが大切。 ○双方向の情報共有という観点では、SNSの活用も検討すべき。 ○市民から意見を出してもらうためには、その意見がどう扱われているかを発信することが大切。 ○まちづくりにおける情報共有と個人情報保護の両立は難しい問題だが、「SOSネットワーク」は上手く両立している好例。
	市民参加・協働	○市民協働を進めるためにも、市職員には市民目線で一緒にまちづくりに取り組む姿勢が欲しい。 ○子どものうちから、まちづくりに関心を持つよう教育することが大切なので、子どもの条項も盛り込むべきだ。 ○行政が市民参加の機会を保障しても、市民の意識が高まらなければ市民参加は進まない。意識啓発が大切。
	住民投票	○市民が参加しやすい市政参加の手法の一つとして、住民投票の条項は設けるべきだと思う。 ○住民投票の結果に強制力はないため、現行の二元代表制による政策決定プロセスを覆すものではない。 ○住民投票は二元代表制の決定に事実上の影響を与えかねない。少数意見が実態以上にクローズアップされる懸念もあるので慎重に考えるべき。 ○条項を設ける場合は、地方自治法における直接請求の規定にとどめ、釧路市独自の制度設計はすべきではない。 ○住民投票条項の記載は、市政に住民投票という選択肢を持ち込む意思表示と同義であると認識した上で、議会議論を尽くして欲しい。
	条例の見直し	○条例制定後のチェックを行うため、見直し年数を明記した上で、見直し条項を盛り込むべき。

第22回（10月6日）・第23回（10月27日）

条例素案（案）のとりまとめ

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 釧路市自治基本条例(以下「条例」という。)について検討するため、(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、条例に関する事項について調査・研究及び検討を行うものとする。

(組織等)

第3条 検討委員会は、委員15名以内により組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の中から公募により選出された者
- (2) 関係団体より選出された者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 釧路市副市長

2 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

3 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長、副委員長及び議長)

第4条 検討委員会に委員長、副委員長及び議長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 議長は、釧路市副市長をもってあてる。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、総合政策部都市経営課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会 平成24年度委員名簿

氏名	区分	所属・役職
いたくら ひろし 板 倉 弘	公募	
おの しんいち 小 野 信 一	推薦(福祉)	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 事務局長
かわうち まさえ 川 内 雅 恵	推薦(教育)	釧路市PTA連合会 副会長
こいけ りょうすけ 小 池 亮 介	公募	
こばやし ともゆき 小 林 友 幸	推薦(市民活動)	NPO法人くしろ・わっと 理事長
こまつ まさあき 小 松 正 明	行政	釧路市副市長
すずき なおや 鈴 木 直 哉	推薦(経済)	釧路商工会議所 事務局長
にしむら つよし 西 村 毅	推薦(市民生活)	釧路市連合町内会 会長
ひらま いくこ 平 間 育 子	推薦(市民生活)	釧路市女性団体連絡協議会 会長
みのしま ひろゆき 簗 島 弘 幸	推薦(法務)	釧路弁護士会 副会長
やまざき みきね 山 崎 幹 根	有識者	北海道大学公共政策大学院 教授

(五十音順)

(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会 平成25年度委員名簿

氏名	区分	所属・役職
いたくら ひろし 板 倉 弘	公募	
おの しんいち 小 野 信 一	推薦(福祉)	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 事務局長
かわうち まさえ 川 内 雅 恵	推薦(教育)	釧路市PTA連合会 副会長
こいけ りょうすけ 小 池 亮 介	公募	
こばやし ともゆき 小 林 友 幸	推薦(市民活動)	NPO法人くしろ・わっと 理事長
すずき なおや 鈴 木 直 哉	推薦(経済)	釧路商工会議所 事務局長
なづか あきら 名 塚 昭	行政	釧路市副市長 ※平成25年11月1日～
にしむら つよし 西 村 毅	推薦(市民生活)	釧路市連合町内会 会長
ひらま いくこ 平 間 育 子	推薦(市民生活)	釧路市女性団体連絡協議会 会長
まつうら たかし 松 浦 尊 司	行政	釧路市副市長 ※平成25年4月1日～平成25年10月31日
みのしま ひろゆき 簗 島 弘 幸	推薦(法務)	釧路弁護士会
やまざき みきね 山 崎 幹 根	有識者	北海道大学公共政策大学院 院長

(五十音順)

(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会 平成26年度委員名簿

氏名	区分	所属・役職
いたくら ひろし 板 倉 弘	公募	
おの しんいち 小 野 信 一	推薦(福祉)	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 事務局長
かわうち まさえ 川 内 雅 恵	推薦(教育)	(前 釧路市PTA連合会 副会長)
かわむら としあき 川 村 利 明	地域協議会	音別地域協議会 会長
こいけ りょうすけ 小 池 亮 介	公募	
こばやし ともゆき 小 林 友 幸	推薦(市民活動)	NPO法人くしろ・わっと 理事長
すずき なおや 鈴 木 直 哉	推薦(経済)	釧路商工会議所 理事
なづか あきら 名 塚 昭	行政	釧路市副市長
にしだ たかし 西 田 孝	地域協議会	阿寒地域協議会 会長
にしむら つよし 西 村 毅	推薦(市民生活)	釧路市連合町内会 会長
ひらま いくこ 平 間 育 子	推薦(市民生活)	釧路市女性団体連絡協議会 会長
みのしま ひろゆき 箕 島 弘 幸	推薦(法務)	釧路弁護士会
やまざき みきね 山 崎 幹 根	有識者	北海道大学公共政策大学院 院長

(五十音順)

FAX送信先：0154-22-4473

（釧路市総合政策部都市経営課宛）

感想記入シート

第23回検討委員会（平成26年10月27日開催）	
※委員会の感想、 委員長への質問、 事務局への要望 等、自由に記入し てください。	

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp